

岩手県告示第772号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市見前地内、花巻市矢沢地内、北上市更木地内及び紫波郡矢巾町徳田地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成25年6月18日から同年11月29日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（現地測量及び路線測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 奥州市水沢区地内及び江刺区地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成25年6月18日から同年11月29日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（現地測量及び路線測量）